

# 寿都湾

## ◎ 議会だより

### 平成26年 第2回定例会

平成26年第2回定例会は、6月20日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、諮問1件、意見案5件、規約の改正2件、単行議案3件、補正予算1件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

4万6千円。この繰り越す財源が含まれているため、この額を差し引いた実質収支額は、2千746万1千円になります。

### 行政報告



片岡春雄 町長

概数を報告いたします。

#### ■ 一般会計

##### ○ 歳入

40億9千792万5千円

##### ○ 歳出

40億7千41万8千円

○ 差引額 2千750万7千円

(翌年度へ繰り越すべき

財源、実質収支額) 体育

館整備事業の一般財源の

#### ■ 国民健康保険事業 特別会計

##### ○ 歳入

5億3千819万4千円

##### ○ 歳出

5億 928万8千円

○ 差引額及び実質収支額

2千890万6千円

#### ■ 後期高齢者医療特別会計

##### ○ 歳入

4千787万8千円

##### ○ 歳出

4千776万3千円

○ 差引額及び実質収支額

11万5千円

平成25年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月30日に出納閉鎖いたしましたので、その

No. 162 平成26年8月  
発行/寿都町議会  
編集/広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1 (議会事務局)  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431



7月19日・20日に寿都神社例大祭が行われました



■介護保険事業特別会計

○歳入 4億1千704万5千円

○歳出 4億1千690万6千円

○差引額及び実質収支額 13万9千円

○歳入 5億8千389万3千円

○歳出 5億8千139万3千円

○差引額及び実質収支額 250万円

■簡易水道事業特別会計

○歳入 1億6千233万3千円

○歳出 1億5千891万8千円

○差引額及び実質収支額 341万5千円

○歳入 2億7千331万8千円

○歳出 2億7千331万8千円

○差引額及び実質収支額 0円

○歳入 2億7千331万8千円

○歳出 2億7千331万8千円

○歳出

2億6千624万5千円

○差引額及び実質収支額 707万3千円

○歳入 5億8千389万3千円

○歳出 5億8千139万3千円

○差引額及び実質収支額 250万円

○歳入 2億7千331万8千円

○歳出 2億7千331万8千円

○差引額及び実質収支額 0円

○歳入 2億7千331万8千円

○歳出 2億7千331万8千円

審議した案件

報告

◆平成25年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
平成25年度事業のうち次の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越を行ったもの。  
(第213条II歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。)

【体育館整備事業】  
体育館整備事業において、9億5千138万5千円を平成26年度へ繰越したことの報告です。

人事案件

◆人権擁護委員の候補者の推薦  
人権擁護委員の候補者に神さんを新たに推薦することに対し、全員賛成で適任としました。

・人権擁護委員候補者  
神 貢一さん(新栄町)

意見案

◆ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書・・・原案可決

◆特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書・・・原案否決  
(賛成3：反対4)

◆「情報・コミュニケーション法(仮称)」の早期制定を求める要望意見書・・・原案可決

◆規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書・・・原案可決

◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書・・・原案可決

規約の改正

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更・・・原案可決  
新規に加入する団体、また、脱退する団体が生じたため、規約を変更するものです。  
・新規加入団体名II道央廃

棄物処理組合、鷹栖町、上川町  
・脱退する団体名II赤平市・上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更・・・原案可決  
新規に加入する団体、また、脱退する団体が生じたため、規約を変更するものです。

・新規加入団体名  
II道央廃棄物処理組合  
・脱退する団体名  
II上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合

単行議案

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画(平成22年度～平成27年度)の変更・・・原案可決  
「寿都町過疎地域自立促進市町村計画」に、「衛生センター・設備・機器延命事業負担金」、「歴史的資源活用事業」、「公共施設加温設備整備事業」を追加するものです。

「衛生センター・設備・機器延命事業負担金」は、南後志環境衛生組合で、し尿処理施設の設備・機器の延命工事を予定しており、

この工事に伴う負担金です。「歴史的資源活用事業」は、有戸地区の歴史的資源の今後の保全・活用のための事業計画及び人材育成等の基本計画の策定を行うものです。

「公共施設加温設備整備事業」は、再生可能エネルギー熱利用設備の導入により、寿都温泉ゆべつのゆなど、公共施設の燃料費削減を図るためのものです。この計画変更によつて過疎対策事業債の借入れが可能になります。

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定・・・原案可決

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、歌棄及び磯谷辺地の総合整備計画を平成30年度までの5年間の期間、策定するものです。

計画では、下水道の合併処理浄化槽を整備し、平成30年度までの事業費は、歌棄及び磯谷辺地合せて3千750万円になります。この計画策定により、辺地対策事業債の借入れが可能になります。

◆(仮称)産業・大磯会館  
建設建築主体工事請負契約  
.....原案可決

大磯町に地区会館と産業  
会館との併用する会館を建  
設するもので、工事概要は、  
木造平屋建て、延べ床面積  
288・17㎡となります。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額 6千885万円

・契約の相手方

吉田・千葉経営建設

共同企業体

代表者

寿都郡寿都町字矢追町

695番地1

株式会社 吉田建設

代表取締役 吉田英治

・工期 平成26年12月10日

### 補正予算

◆寿都町一般会計補正予算  
(第1号).....原案可決

臨時福祉給付金、子育て  
世帯臨時特例給付金及び南  
部後志環境衛生組合の機  
器・設備改修に伴う負担金  
などの補正で、予算額に

6千216万1千円を追加し、  
総額44億3千116万1千円と  
するものです。

●補正の主なもの

・総務費(財政調整基金等  
の積立) 83万5千円増

・民生費(臨時福祉給付金  
及び子育て世帯臨時特例給  
付金等) 3千48万8千円増

・衛生費(南部後志環境衛  
生組合負担金)

2千96万2千円増

・商工費(観光情報発信推  
進事業委託) 237万6千円増

## 気軽に 見に来ませんか?

9月に定例議会が開かれます

議会は皆さんのものです。だからこそ  
「1人でも多くの方に議会を見てほしい」そして  
「皆さんと共に、まちづくりを考えたい」  
ぜひ議会を傍聴しに来ませんか?



日程等、詳しいことは議会事務局へ  
お問い合わせください。(TEL 62-2511)

## 意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会で4件の意  
見書を可決し、関係省庁へ  
提出いたしました。なお、  
内容を要約して掲載いたし  
ます。

◆ウイルス性肝炎患者に對  
する医療費助成の拡充を求  
める意見書

我が国においてウイルス  
性肝炎、特にB型・C型肝炎  
の患者が合計350万人以上  
とされるほど蔓延している  
のは、国の責めに帰すべき  
事由によるものであるとい  
うことは、肝炎対策基本法

や「特定フィブリノゲン製  
剤及び特定血液凝固第IX因  
子製剤によるC型肝炎感染  
被害者を救済するための給  
付金の支給に関する特別措  
置法」、「特定B型肝炎ウイ  
ルス感染者給付金等の支給  
に関する特別措置法」でも  
確認されているところであ  
り、国の法的責任は明確に  
なっています。ウイルス性

肝炎患者に対する医療費助  
成は、現在、肝炎治療特別  
促進事業として実施されて  
いるが、対象となる医療  
が、B型・C型肝炎ウイルス  
の減少を目的とした抗ウ

イルス療法であるインター  
フェロン治療とB型肝炎の  
核酸アナログ製剤治療に限  
定されているため、医療費  
助成の対象から外れている  
患者が相当数にのぼりま  
す。特に肝硬変・肝がん患  
者は高額な医療費を負担せ  
ざるを得ないだけでなく、  
就労不能の方も多く、生活  
に困難を期しています。ま  
た、現在は肝硬変を中心と  
する肝疾患も身体障害者福  
祉法上の障害認定の対象と  
されているものの、医学上  
の認定基準がきわめて厳し  
いため、亡くなる直前にな  
ければ認定されないといつ  
た実態が報告されるなど、  
現在の制度は、肝炎患者に  
対する生活支援の実効性を  
発揮していないとの指摘が  
なされているところであり  
ます。他方、B型肝炎ウイ  
ルス感染者給付金等の支給  
に関する特別措置法の制定  
時には、「とりわけ肝硬変  
及び肝がんの患者に対する  
医療費助成を含む支援の在  
り方について検討を進める  
こと」との付帯決議がなさ  
れました。しかし、国にお  
いては、肝硬変・肝がん患  
者に対する医療費助成を合

む生活支援について、何ら  
新たな具体策措置を講じて  
いません。肝硬変・肝がん  
患者は、毎日120人以上の方  
が亡くなっており、医療費  
助成を含む生活支援の実現  
は、一刻の猶予もない課題  
であります。

よって、本議会は、下記  
事項を実現するよう強く要  
望致します。

1 ウイルス性肝硬変・肝  
がんに係る医療費助成制度  
を創設すること。

2 身体障害者福祉法上の  
肝機能障害による身体障害  
者手帳の認定基準を緩和  
し、患者の実態に応じた認  
定制度にすること。

(提出先) 衆議院議長、参  
議院議長、内閣総理大臣、  
厚生労働大臣

◆「情報・コミュニケーション  
法(仮称)」の早期制定  
を求める要望意見書

現在の日本社会で情報に  
アクセスすることやコミュ  
ニケーションが自由にとれ  
ることは社会生活に欠かせ  
ません。しかし、障がい  
者、難病の人たち、高齢者  
やIT機器が使えない、持  
てない人たち、こうした人  
たちに情報を伝え、コミュ  
ニケーションをとろうとす

る側にも適切な福祉施策、  
人的支援がなければ情報伝  
達やコミュニケーションは  
困難となり、情報のアクセ  
ス格差、コミュニケーション  
に格差が生じてしまいま  
す。こうした格差を解消し、  
社会全体をバリアフリー化  
していくためにも必要な配  
慮や手段を義務化し、実行  
することが必要です。障  
がい者の場合、「障害者権  
利条約」で障がい者がみず  
から選択し、みずから決定  
する事が基本理念としてう  
たわれていますが、情報に  
アクセスすることやコミュ  
ニケーションに困難を持  
つ、困難を感じる社会構成  
員にも、アクセスとコミュ  
ニケーションが保障される  
環境整備が望まれていま  
す。

よって、国においては、  
以下の事項について速やか  
に必要な措置を講ずるよう  
強く要望いたします。

1 障害者基本法第3条に  
手話が「言語」として定義  
されていることに基づいて  
障害者差別解消法や障害者  
に関する法律において「言  
語」、「コミュニケーション  
」、「情報」についての定  
義、権利規定を明記し、情  
報・コミュニケーションに  
バリアを持つ社会構成員の

以下、国においては、  
必要な措置を講ずるよう  
強く要望いたします。

1 障害者基本法第3条に  
手話が「言語」として定義  
されていることに基づいて  
障害者差別解消法や障害者  
に関する法律において「言  
語」、「コミュニケーション  
」、「情報」についての定  
義、権利規定を明記し、情  
報・コミュニケーションに  
バリアを持つ社会構成員の

以下、国においては、  
必要な措置を講ずるよう  
強く要望いたします。

1 障害者基本法第3条に  
手話が「言語」として定義  
されていることに基づいて  
障害者差別解消法や障害者  
に関する法律において「言  
語」、「コミュニケーション  
」、「情報」についての定  
義、権利規定を明記し、情  
報・コミュニケーションに  
バリアを持つ社会構成員の

以下、国においては、  
必要な措置を講ずるよう  
強く要望いたします。

以下、国においては、  
必要な措置を講ずるよう  
強く要望いたします。

基本的な人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。

2 法整備にあたって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

### ◆規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書

5月22日に、政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的な取りまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業者生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JAGグループを事実上解体に迫り込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映にあたり、下記のとおり要請いたします。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から、規制改革会議の意見書を取扱うこと。

（提出先）内閣総理大臣、農林水産大臣

### ◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。一方で、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されています。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられています。我が国にお

いては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっております。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとしました。この

ような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工

流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域の様々な取り組みを支援してきたところであります。この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しています。今後、人工林資源

が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望します。

1 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、又は同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林整備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

ここが聞きたい

# 一般質問

第2回定例会での一般質問では1名の方から3項目について質問がありました。

幸坂 順子 議員

防災 福井地裁の大飯原発運転差し止め判決に対する町長の見解について



## ■質問

5月21日、福井地裁で、大飯原発運転差し止めの判決が言い渡されました。判決では、福島原発事故直後に、原子力委員会委員長が、福島第一原発から250km圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したと、チェルノブイリ原発事故の避難区域も同様の規模であったことを踏まえ、大飯原発から250km圏内の住民は、直接的に人格権が侵害される具体的な危険があると認められると結論付けました。判決では、人の生命を守り生活を維持するという人格権を最も重視し、これを越える価値を他に見出すことはできないとして

また判決では、「原発は、いったん発生した事故は、時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことは運転停止によって被害拡大の要因の多くが除去される他の技術と異なる、原発に内在する本質的な危険である。」と指摘し、電気を作り出す一技術に過ぎない原発を持つ、他の技術にはない異質の危険性に言及しています。

安全性についても、この地震大国日本で、「基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しない」というのは、根拠のない楽観的見通しにしか過ぎない」と述べ、関西電力が「基準地震動700ガルとし、1.8倍の1千260ガ

ルまで耐えられ、基準地震動を越える地震が大飯原発に到来することは、まず考えられない。」と主張したのに対し、判決は、「日本で記録された既往最大の震度は、岩手宮城内陸地震の4千22ガルだ。」などの事実を挙げて反論しました。

電力会社は原発の運転停止による国富の流出・喪失を主張しますが、判決では、「豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活していることが、国富でありこれを取り戻すことができないことになることが国富の喪失だ。」と言いきっています。国民の命と暮らしを守ることに以上で大切なことはないという判決でしたが、町長はどのように受け止められたのでしょうか。



■町長 幸坂議員のご質問にお答えいたします。

福井地裁の判決を受けて、21日に福井地方裁判所で出された、大飯原子力発電所3、4号機運転差し止め請求事件の判決におきましては、福島原発事故の際に、原子力委員会委員長が、福島第一原発から250km圏内の避難勧告の可能性を検討し

した。

町長も以前から、経済的な問題とか、値上がりすると低所得者が困るんだというのを再三仰ってますけれども、今回も北電は再稼働しなければ、電気料金を値上げするという脅しをかけてきております。これについても判決では、「多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いという問題を並べて論じるような議論に加わり、議論の可否を判断すること自体、法的には許されない。」と言っております。

たことをはじめ、原発の特性と冷却機能の維持、更には、大飯原発の現在の安全性などから、「本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される危険があると認められる」として、250km圏内に居住する原告の請求を認容したものと受け止めております。

### ■再質問

福井地裁の判決についての町長の見解ということ、私は福井地裁の判決は本場に真つ当な判決で、日本全国どの原発にも当てはまるものだと思うで大変感動を持って受け止めたのですが、町長からその感動は、私の方には伝わらなくて、残念な気持ちで伺いま

なっております。

この2年間に費やされたその時間と費用を、再生可能エネルギーの開発に向けていたらと思わずにはいられないのですけれども、町長はそういうことはおしいにはならないでしょうか。お伺いします。

### ■町長

判決についての感動を与えられなかったということなんです、まず今回の判決については、多分これで終わる状況ではないと思っております。今後の裁判の推移を見守っていきたいと私は思っております。

また、北電の工事の追加、これもあくまでも、原子力規制委員会の方からの色々な指摘の中で今やられていることで、これもある程度やるということは、再稼働前提の動きでそういう投資をしているという風に私は理解をしております。この再生可能エネルギーの部分と今の原発の関係というのは別建てで私は考えるべきと思っております。

あくまでも、今の再生可能エネルギーというのは主力の電源にはなり得ないというのには皆さんも存じのことと思えますし、やは

り、今後のエネルギー対策として、国として原子力が主力で今後も続けるべきなのか、また別な形の主力を考えていくのかこれから色々議論されると思いますけれども、再生可能エネルギーの補完的な部分については、別建てでまた協議が必要になってくるのではないかと思っております。

### ■再々質問

原発については、今町長から安全のために工事が行われているというふうな発言もありました。工事は規制委員会の審査をクリアするために行われているんですけれども、原子力規制委員会の田中俊一委員長は「審査は新しい規制基準に適合しているかどうか判断するのであって、安全性に関する証明責任を負っていない」と言っているんです。絶対安全とは言えないというのを田中委員長自身も言っています。

先月、後志の共産党議員団が北電との交渉を行いました。私も参加しました。事故が起きた時の避難について、寿都町は避難の道路もないのですということ、話をしたんですけれども、北電は「道と各自自治体で

行ってほしい」というような回答でした。

函館市の工藤市長は、まさにそのことを怒っているわけです。何の断りもなく原発を建設して、事故が起こった時の避難計画は自分たちで作らなさいと言っ、そういう国・電力会社の姿勢に対して怒っているわけです。裁判を今行っていますけれども、裁判の募金が現在で2千300万円集まっているそうです。それだけ「原発を止めたい」という方々がたくさんいるということです。

寿都も再稼働に対する意見を求められず、事故があつた時は、避難路も確保されていないので、住民が安全に避難できるのかがどうかが心配されます。また、事故があつた時には生業とされている海を、真つ先に失うことになります。そういう状況の中ですので、全国的には原発反対の立場に立つて発言されている首長さんがたくさんおります。片岡町長にも、ぜひその立場に立っていただきたいと私は切に思うものであります。

### ■町長

原発関係については、私

は危険なことは行うべきではないという風に、これは基本的には変わりません。ただ、エネルギー政策によつて国の経済というのも左右されるのも事実、この部分で安全性もしつかり確保すること、前提で、私は今、日本経済が少しでも復活しようとする大事な時期なものですから、「原発反対」と言っているほうが楽なんです、本当は。誰

## 行政 幸坂 順子 議員 準職員制度について

■質問  
平成25年度の予算特別委員会でも取り上げましたが、正職員数の不足を準職員という安上がりな労働力で補っているのではないかと質問しました。準職員は正職員を補助する立場で、仕事の内容が違うという回答でした。

にも攻撃されませんから。でも私は自分の理念として経済が優先される、国の富というものをしっかりと身につけたら、国民の生活というのも非常に厳しくなってくるでしょうし、安全を確保する前提で原発と言うお話をさせていただいておりまして、この考えは今のところ変えるつもりはございません。

また、保育所では、現在保育士の正職員が2名しかおりません。クラスは5クラスありますので、当然準職員の方がクラスを担任しています。準職員と正職員の仕事の違いはどこにあるのでしょうか。

また、保育所では、現在保育士の正職員が2名しかおりません。クラスは5クラスありますので、当然準職員の方がクラスを担任しています。準職員と正職員の仕事の違いはどこにあるのでしょうか。

また、保育所では、現在保育士の正職員が2名しかおりません。クラスは5クラスありますので、当然準職員の方がクラスを担任しています。準職員と正職員の仕事の違いはどこにあるのでしょうか。

また、近い将来には、人事評価制度の導入などが予定されており、地方分権の推進と共に、基礎自治体の自己責任の範囲が拡大されてきている現状の中、行政



に求められている多様化する需要にも対応可能な職員の育成に尽力すると共に、適正な人事管理に努めて参りたいと考えております。

### ■再質問

町の財政の厳しい中で準職員という制度が必要だというような答弁だったと思います。職務規定としては正職員も準職員も同じように、地方公務員法によつて定められているのに、賃金が違うというのはやはりひとりの人間として不公平な状況ではないかと思えます。

とりわけ保育所ではクラスを持つと、準職員も正職員も責任は同じなんです。命を預かる仕事であり、一瞬たりとも気を抜くことができない職場なので、本当に大変だと思えます。責任も仕事の内容も同じで、処遇が違うということでは、職員の士気の低下を生むと思われませんが、町長はその点についてはどうお考えでしょうか。

### ■町長

正職員と準職員の関係につきましても、保育園以外の関係については仕事の内容も違いますし、あくまで

も先程もお話した正職員とはちよつと違います。

ただ、保育園につきましても、幸坂議員が仰る通り全く同じ仕事をしているというのには事実でございます。これも先程の財政の非常にひつ迫している中で、苦渋の選択として募集をかけるを得なかつた。ただ、今後の民間委託をすべきなのか、町が責任を持つて保育園を運営していくか、この結論をまずしっかり立てて、町が継続してやる場合には、やはり保育士については考えなきゃいけないと私も思っておりますので、若干時間をいただきたいと思えます。

### ■再々質問

町長が仰つたように、保育士というのは大変な仕事をしております。保育士に対する処遇というのは、一般的にも大変低く抑えられています。町長が今民間委託するというようなお話もされていましてけれども、民間に委託されると更に下がるのではないかと心配を私はするわけですから、配を私にするわけですから、資格を持ちながら他の職種につく人も多いわけですね。それは処遇が低いということが原因です。そ

れが保育士不足のひとつの要因ともなつております。

寿都町でも出産後働き続ける女性が増えており、更に保育所の充実が望まれます。そのためには保育士の確保が重要で、ぜひ、準職員を正職員として処遇することを強く求めたいと思えます。

ちよつと余分なんですけれども、ホームページに載っている臨時職員取扱規則の中で、保育士のことを「准保育士」と載せているんです。准看護師と同じ「准」ですね。准保育士というのは現在制度的にはありません。准看護師はありますけれども、准保育士というのはありません。現在、保育資格がない人に一定の研修をさせて准保育士にしようというの、民間の派遣業者の人たちでしょうか、その

中から意見が出てきているというのは何つておりますけれども、准保育士という制度は現在ありませんので、そこは訂正していただいたほうがいいかと思つております。

### ■町長

保育士の関係については、表現の「准保育士」という言い方は、ないというのとは分かつております。ただ、先程も言つた給与の関係も含めて、苦渋の選択の中で準職員、保育士の免許を持つていて「准」を付けるのはいかがなものかというの、理解はしております。この辺についても早急に方向性を見出して行きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

## 幸坂 順子 議員 教育委員会制度見直しについて

### ■質問

安倍政権が提出した「改正地方教育行政法」が13日、自民公明などの賛成多数で可決・成立しました。国や首長から独立した行政機関

である、教育委員会制度が大きく変えられることになつております。教育委員会制度は、戦前の教育が国主導の軍国主義教育で戦争推進の役割を果たしたことへの反省のもとに作られました。

教育委員会は独立性があり、教育の大元となる大綱を決める権限があり、事務局トップである教育長の任命を行い、教育長に対する指揮監督権限を持つていました。これには、地域住民の手で政治的に中立な立場で教育行政を行うというねらいがあります。

ところが今回の改定は、教育委員会を教育行政の最終責任者である執行機関として存続させる一方で、首長の権限を強めました。教育の大綱を決める権限を首長に与え、首長が任命した教育長が教育委員長も兼ねるというものです。しかも、大綱は国の教育についての基本方針を参酌することが求められており、教育を国の支配下に置くものです。憲法が保障した、教育の自由と自主性が侵害されるおそれがあります。

しかし、同時に国会内外の教育委員会改悪反対の戦いの中で、政府は法の運用にあたっては、首長による教育内容への政治介入が好ましくないことを認めました。首長が大綱に書き込んだことであっても、教育委員会が同意しなければ、従う義務がないことも明確になりました。教育長が教育

委員会の決定に従わなければならないことも、確認されました。これらは首長や教育長の独走を防ぐうえで重要で、首長が変わるたびに、教育方針が左右されるなら、子どもたちが最大の被害者となります。政治家である首長の考え方で、教育現場を混乱させてはならないと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

### ■教育委員長

ご質問の教育委員会制度の見直しにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によるところであり、6月13日に国会で成立したばかりです。

改正の主なものとしては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置く、教育長は町長が議会同意を得て直接任命・罷免を行う、町長が総合教育会議を設ける、町長は総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するといったものであります。ご質問にありました、政治的に中立な立場で教育行政を行うことの懸念につきましては、今回の改正にお



## 4 月

- 10日 後志町村議会議長会 会計監査 (小西議長)
- 12日 新党大地鈴木宗男「第9回北海道セミナー」 (札幌市 小西議長)
- 15日 寿都神社祈年祭 (小西議長)
- 16日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 18日 平成26年第1回 臨時会・全員協議会
- 19日 参議院議員 長谷川岳 政経セミナー (札幌市 小西議長)
- 21日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会 会計監査 (小西議長)  
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進後志・小樽期成会 会計監査 (小西議長)  
後志町村等監査委員会協議会 定期総会 (小樽市 木村親志監査委員)

## 5 月

- 8日 後志総合開発期成会 理事会 (倶知安町 小西議長)  
後志総合開発期成会 定期総会 (倶知安町 小西議長)
- 13日 平成26年第2回 臨時会・全員協議会  
例月出納検査 (木村親志監査委員)  
南部後志町村議会正副議長会 定期総会 (小西議長、沢村副議長)
- 15日 国保運営協議会 (小西議長)
- 16日 寿都商工会 通常総会 (小西議長)
- 19日 寿都地区防犯協会総会 (小西議長)
- 22日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会理事会 (小樽市 小西議長)  
北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会 総会 (小樽市 小西議長)  
北海道横断自動車道 黒松内・小樽間 建設促進期成会 理事会 (小樽市 小西議長)  
北海道横断自動車道 黒松内・小樽間 建設促進期成会 総会 (小樽市 小西議長)  
後志総合開発期成会 後志段階要望運動 (小樽市・倶知安町 小西議長)
- 23日 平成26年第3回 臨時会・全員協議会  
寿都町防犯協会総会 (小西議長)
- 24日 道州制問題を考える緊急集会 (札幌市 小西議長)
- 26日 後志総合開発期成会 道段階要望運動 (札幌市 小西議長)  
後志町村議会議長会 役員会 (札幌市 小西議長)
- 27日～28日 町村議長・副議長研修会 (東京都 小西議長)
- 29日 後志総合開発期成会 中央段階要望運動 (東京都 小西議長)

## 6 月

- 5日 後志町村議会議長会 役員会 (札幌市 小西議長)  
後志町村議会議長会 臨時総会 (札幌市 小西議長)  
北海道町村議会議長会 定期総会 (札幌市 小西議長)
- 6日 全員協議会
- 8日 寿都小学校及び潮路小学校運動会 (小西議長、他議員多数)

- 13日 議会運営委員会 (石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、小西議長)
- 14日 村田のりとし南後志地区観桜会 (小西議長)
- 17日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 20日 第2回定例会・全員協議会
- 21日 札幌寿都会 総会 (札幌市 小西議長)
- 27日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会 総会及び要望会  
(余市町、小樽市、札幌市 小西議長)

**7月**

- 1日 島根県浜田市議会議員 藻場再生事業視察 (小西議長)
- 3日 厚沢部町議会議員 食育センター視察 (小西議長)
- 4日～5日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会 (札幌市 議員多数)
- 10日 第20回後志町村議会議員パークゴルフ大会 (共和町 議員多数)
- 11日 中村裕之 衆議院議員を励ます会 (小樽市 小西議長)
- 14日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 16日 全員協議会



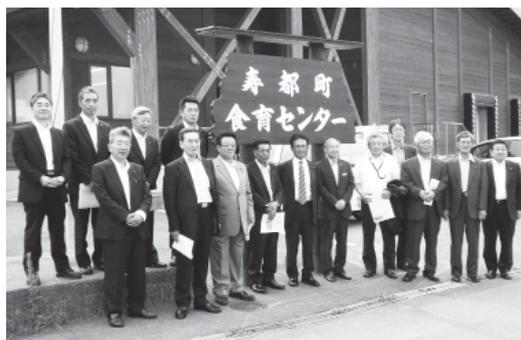
寿都小学校運動会



潮路小学校運動会



島根県浜田市議会議員 藻場再生事業視察



厚沢部町議会議員 食育センター視察



北海道町村議会議長会主催 議員研修会



第20回後志町村議会議員パークゴルフ大会